

静岡県告示第645号

漁獲共済（2号漁業）における区分の設定（平成16年10月1日静岡県告示第959号）の一部を次のように改正し、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第9条第7項において準用する第7条第3項の規定により告示する。ただし、責任開始日が本告示日以前の日である共済契約については、なお従前の例によるものとする。

令和3年7月30日

静岡県知事 川勝平太

平成16年10月1日静岡県告示第959号の表中

「

区 域	区 分
舞阪区域（浜名漁業協同組合の地区のうち、浜松市西区舞阪町及び同区篠原町の区域）	①～② （略）
	③ 小型合併漁業のうち主として底はえ縄によりふぐ釣を営む漁業
	④～⑤ （略）

を

」

「

区 域	区 分
舞阪区域（浜名漁業協同組合の地区のうち、浜松市西区舞阪町及び同区篠原町の区域）	①～② （略）
	③ 小型ふぐ底はえ縄釣漁業及び小型合併漁業のうち主として底はえ縄によりふぐ釣を営む漁業 小型ふぐ底はえ縄釣漁業 （総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して主として底はえ縄によりふぐを釣ることを目的とする漁業）
	④～⑤ （略）

に改める。

」